

山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）における特別保育を推進するため、これに従事する保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）の雇用に要する経費等の助成を、毎年度予算の範囲内で行い、地域社会の要望に即応した保育体制を確立し児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、国、都道府県及び市町村以外の者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により都道府県知事又は市町村長の認可を得て設置した保育所等（以下「保育所等」という。）に対し補助金を交付している市町村とする。

2 対象の保育所等は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）の規定による1歳児配置改善加算の加算要件に適合せず、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）の規定による1歳児配置改善加算の認定を受けていないものに限る。

(補助の種目等)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第6条 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 施設及び運営は「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例」(平成24年山梨県条例第63号)、「山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例」(平成26年山梨県条例第68号)及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)に適合するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定通知書(様式2)により、交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請の手続き)

第8条 補助金の交付決定後の内容の変更(軽微な変更を除く。)又は中止(廃止)をしようとするときは、様式3による補助金事業変更・中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第9条 第8条に規定する軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、補助事業完了後、実績に基づき交付する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から

起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第5条に基づく交付の申請、第8条に基づく計画変更、計画中止・廃止及び事故の報告、第11条に基づく概算払請求又は第9条に基づく実績報告については電子情報処理組織を使用する方法(条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことも可とする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

| 種 目 | 補 助 対 象 経 費 及 び 補 助 額 | 算 出 方 法 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1 歳児保育 | <p>乳児を原則として3人以上受け入れており※、かつ、1歳児を5人以上保育している保育所等の1歳児の保育士等配置基準を児童4.5人に対し1人とするのに要する経費</p> <p>1歳児1人月額 8,200円</p> <p>※ 乳児の受入れが3人未満となった場合を含み、市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項に規定する調整を行ったときに、施設・事業所側の事情により乳児の受入れが3人未満となった月は補助対象から除くものとする。</p> | <p>補助単価×各月初日現在の対象児童数の合計 × 1 / 2</p> |